

介護保険だより

令和3年7月号

群馬県国民健康保険団体連合会

介護職員処遇改善加算等のお知らせの格納場所について

国保中央会開発の伝送通信ソフトにおいて、介護職員処遇改善加算等のお知らせは、返戻帳票及び支払帳票とは別の場所に格納されます。具体的には、返戻帳票及び支払帳票は「審査・支払」フォルダ、介護職員処遇改善加算等のお知らせは「連絡文書」フォルダに格納されます。

介護職員処遇改善加算等のお知らせは、毎月支払帳票と同日に伝送するため、「審査・支払」フォルダに支払帳票が届いているのを確認出来たら併せて「連絡文書」フォルダを確認するようにしてください。

また、代理人請求を行っている事業所で代理人を切り替えた場合、当該月の介護職員処遇改善加算等のお知らせは、新しい代理人に届く可能性がありますのでご注意ください。

「連絡文書」フォルダを選択します。
表示されない場合は、「受信」ボタンをクリック
してみてください。
※ 返戻帳票及び支払帳票を見たい時は、「審
査・支払」フォルダをクリックします。

過誤処理について

1 過誤処理の流れ

過誤処理は、以下の流れで行われます。

① 事業所は、保険者（市町村）に過誤申立ての依頼（取下げの依頼）を行います。
※ 生活保護単独受給者（被保険者番号がHから始まる利用者）の場合は介護券に記載されている福祉事務所に過誤申立ての依頼を行います。



② 保険者は、依頼内容をもとに過誤申立書を作成し、国保連合会へ提出します。



③ 国保連合会にて過誤処理（取下げ処理）を実施します。



④ 事業所に過誤処理結果を「介護給付費過誤決定通知書」によりお知らせします。
※ 「介護給付費過誤決定通知書」は、取下げの処理が完了したことをお知らせする帳票です。この帳票で取下げの完了を確認してから、介護給付費請求明細書を再提出してください。

※ 過誤申立ての依頼に必要な提出書類や提出期限については、保険者により異なりますので、詳細は各保険者に直接お問い合わせください。

2 金額調整

金額調整について、以下のとおりとなりますのでご確認ください。

	6月	7月	8月	9月
①	サービス提供 (100,000円)	請求 (100,000円) 過誤調整 (-) (50,000円)	支払 (入金) (50,000円)	
②		サービス提供 (100,000円)	請求 (100,000円) 再請求 (+) (40,000円)	支払 (入金) (140,000円)

※ ①のとおり過誤処理を行い、②のとおり翌月以降に再請求を行います。

なお、県外分の過誤申立ては、本内容と異なりますのでご注意ください。

お問い合わせ先

インターネット



〒371-0846

群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

TEL 027-290-1319（直通）

FAX 027-255-5077

受付時間 8：30 ～ 17：15（12：00 ～ 13：00 を除く）

※ 17：15 以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <http://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。



国保連合会